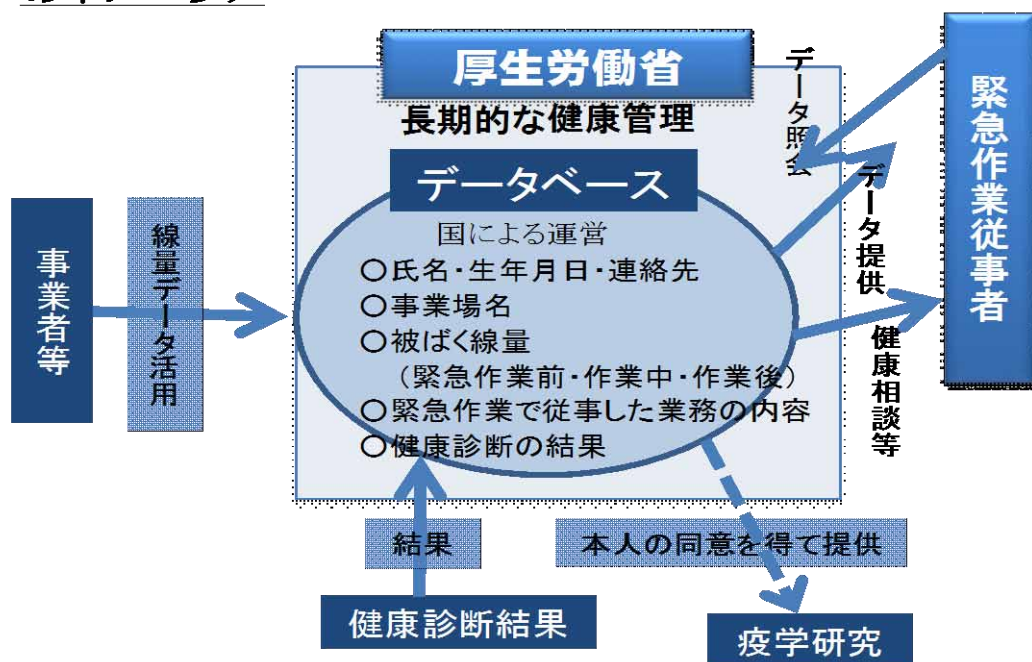


## (2) 緊急作業従事者の長期的な健康管理

- ① 開発中の東電福島第一原発作業員の長期的な健康管理のためのデータベースの一部の機能が使えるようになり、退職や転職で放射線業務から離れた方を対象に、被ばく線量の照会の受付を開始（平成 24 年 1 月 10 日）。
  - ・被ばく管理データベースの構築【2次補正予算関係】
  - ・被ばく線量等管理データベースの運用、健康相談窓口の設置【3次補正予算関係】
- ② 東電福島第一原発で緊急作業に従事した後、退職や転職による放射線業務を離れた方を対象に、被ばく線量や健康診断結果等のデータベースを活用したフリーダイヤル又は予約による健康相談を開始（平成 24 年 3 月 16 日）。

【図 6：緊急作業従事者の長期的な健康管理の全体像】

### <データベース のイメージ>



## (3) 除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止関係

- ① 原子力災害対策本部から「市町村による除染実施ガイドライン」が示されたことを受け、外部被ばく線量の記録、安全衛生教育の実施等、除染作業に労働者を就かせる場合に事業者が実施すべき事項について、労働局と関係 9 県に対して通知（平成 23 年 9 月 9 日）。
- ② 除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止に関する専門家検討会の報告書を取りまとめ公表（平成 23 年 11 月 28 日）。
- ③ 除染作業等に従事する労働者の放射線障害を防止するため、被ばく低減のための措置、汚染拡大の防止措置、労働者の教育、健康管理などを

規定した省令案を労働政策審議会に諮問、答申（平成 23 年 12 月 12 日）。「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（以下「除染電離則」という。）を公布（平成 24 年 1 月 1 日施行）し、あわせて、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」を公表（平成 23 年 12 月 22 日）。

- ④ 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染特別地域等で重要な生活基盤の点検、整備の作業に従事する労働者の放射線障害防止のために講じるべき措置について、労働局と関係 8 県に通知（平成 24 年 2 月 14 日）。
- ⑤ 除染電離則による除染等業務を行う事業者に対して、労働者への特別教育を義務付けたが、規則制定後間もない状況の下、事業者が放射線などの専門知識を要する講習を自力で実施することは難しいこと等から、関係労働局が主体的に、事業者に対し除染等業務に係る講習会を開催した（平成 23 年 12 月～平成 24 年 3 月までに労働局主催で 32 回実施、受講者数約 6000 人）。

【図 7：放射線量スケール】

参考：放射線量のスケールについて

